

## 各申請における標準処理期間

- 1 各申請から指定又は許可（若しくは不指定又は不許可）までに必要な標準的な期間は下表のとおり。ただし、提出書類の修正に際し、当市から指摘又は申請者が申出をした日から、当市に修正後の書類が到達した日までは標準処理期間に含まない。

申請	根拠法令	条項	標準処理期間
指定居宅サービス事業者の指定	介護保険法	第70条第1項	61日
指定居宅サービス事業者の指定の更新	介護保険法	第70条の2第1項	未設定
指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第78条の2第1項	61日
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	介護保険法	第78条の12	未設定
指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第79条第1項	61日
指定居宅介護支援事業者の指定の更新	介護保険法	第79条の2第1項	未設定
指定介護老人福祉施設の指定	介護保険法	第86条第1項	61日
指定介護老人福祉施設の指定の更新	介護保険法	第86条の2第1項	未設定
介護老人保健施設の開設の許可	介護保険法	第94条第1項	61日
介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可	介護保険法	第94条第2項	30日
介護老人保健施設の開設の許可の更新	介護保険法	第94条の2第1項	未設定
介護老人保健施設の管理者の承認	介護保険法	第95条第1項	30日
介護医療院の開設の許可	介護保険法	第107条第1項	61日
介護医療院の入所定員等の変更の許可	介護保険法	第107条第2項	30日
介護医療院の開設の許可の更新	介護保険法	第108条第1項	未設定
介護医療院の開設の管理者の承認	介護保険法	第109条第1項	30日
指定介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第115条の2第1項	61日
指定介護予防サービス事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の11	未設定
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第115条の12第1項	61日

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の21	未設定
指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第115条の22第1項	61日
指定介護予防支援事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の31	未設定
指定事業者の指定	介護保険法	法第115条の45の5第1項	61日
指定事業者の指定の更新	介護保険法	法第115条の45の6第1項	未設定

- 2 翌年度中に指定更新が必要となる事業所については、当該年度において、市が設定した受付期間にまとめて申請受付し、審査することから、事業所ごとに当該申請から指定更新までの期間が異なるため、標準処理期間は未設定としている。